

パブリックコメント結果一覧

添付資料4

※意見内容が同じもの・類似のものについては一つ意見としてまとめて記載しております。

番号	意見対象条文番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	修文の有無
1	全般	アメリカザリガニやアカミミガメの利用方法を考えるのはいかがですか？水族館や動物園、畜産業での飼料としての利用を促してもいいと思います。また、肥料としての利用も可能ではないかと思ひます。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、アカミミガメの堆肥化については、「アカミミガメ防除の手引き」の中(p. 66-68)で具体的な手法を解説しています。	
2	全般	特に問題ないように見受けられました。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
3	全般	アメリカザリガニとミシシッピアカミミガメをペットとして特別扱いし過ぎている。規則改正時期も令和5年の6月1日となっており、周知期間が短い上、地方自治体への財政負担が大きく効果が乏しい。外来種への対策も進まない中、普及啓発時間が短いうえ、特定外来生物への基準緩和をしたような印象付けとなっている。生物種によって曖昧な対策措置が発生しており、地方自治体等やNPO団体などは、この外来生物対策に積極的に行動しにくく混乱してしまふ。地方自治体への外来種対策予算措置を考えていただくとともに、生物多様性事業等への予算措置や普及啓発や周知徹底等を充足させていただきたい。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、現在、地方公共団体を実施する外来生物対策への支援として、交付金制度を検討中です。また、アメリカザリガニ及びアカミミガメについては通称を条件付特定外来生物としており、既存の特定外来生物と混同しないよう分かりやすい普及啓発に努めて参ります。	
4	第2条第14号ハ	「防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を公表し」とありますが、何を以て公表とするかが明確ではありません。たとえば「…次の事項を市町村に届け出」のように具体的に記すのがよいと思ひます。	御指摘を踏まえ、「防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等により公表し」と修正します。	○

番号	意見対象条文番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	修文の有無
5	第2条第17号	<p>「特定外来生物の付着、混入、存在する物品等若しくは施設の移動を制限し、又は当該物品等、施設若しくは土地を消毒し、又は当該物品等若しくは施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。」</p> <p>「し」は連用形で「もの」に繋がらないので、以下のように連体形「する」に変更するのがよいと思います。</p> <p>「特定外来生物の付着、混入、存在する物品等若しくは施設の移動を制限する、又は当該物品等、施設若しくは土地を消毒する、又は当該物品等若しくは施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。」</p>	<p>「し」は「するため」に繋がっており、「し」のままにするほか、該当箇所について以下の通り法律に合わせた文言に全体を修正しました。</p> <p>「特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等若しくは施設の移動を制限するため又は特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等、土地若しくは施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。」</p>	○
6	第2条第24号	<p>規則改正案2条24号の規定につき、</p> <p>第1 「やむを得ない事由により」を削除すべきである。</p> <p>第2 「頒布」の意義を通達等によって明確にすべきである。</p> <p>第3 「特定飼養等施設内において」を削除すべきである。</p>	<p>第1について</p> <p>動物愛護法に基づき動物の所有者に終生飼養に努める責務があることや、本規定の抜け穴的な活用を防ぐため、「やむを得ない事由」という文言については原案の通りといたします(なお、他法令においても、罰則につながる規定のなかで「やむを得ない場合」という文言を違反にならない事情として要件に入れているものはあるため、この表現としています。)。その上で、御意見を踏まえ、不明確性の解消のため、「病気その他のやむを得ない事由」という形で例示を規定するとともに、通知において「単に飼育に飽きたといった事情ではなく、病気や生活環境の変化等により飼育個体の世話が困難である場合」等と解説することを予定しております。</p> <p>第2</p> <p>頒布の考え方については、施行通知で記載を予定しております。</p> <p>第3について</p> <p>飼養等施設の基準は個体を逃がさないための基準であり、逸出防止の観点で守って頂く必要があるものと考えます。許可の取得には、目的が法令に定める許可の目的と合致すること、施設以外の基準を満たすこと等様々な要件があり、飼養等施設を有することのみをもって許可を要件とすることとほぼ同等とはいえないものと考えます。また、両種の飼養等施設については、蓋付きの水槽など一般的に入手できるもので基準を満たすことができるものを想定しており、特段要件として困難ではないものと考えています。</p>	

番号	意見対象条文番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	修文の有無
7	第2条第24号	<p>頒布の許可について。野生から保護されたアカミミガメの譲り渡しについては頒布に該当しても良い様に思う。また、野生個体の届出による頒布の許可については、慎重になる必要がある。外来生物法は生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止が原則なので、野生に930万匹いる亀が飼育下に160万1匹…2匹と、流入してしまう事は、防止どころか原因を作る事につながるのではないかと。慎重になる必要がある。野生は野生で解決をし、飼育は飼育で大切に管理をし、飼えなくなったら譲り渡しで解決をするという方が、将来的な解決に向かうと思う。野生個体の頒布には把握できる範囲で慎重に検討する必要があるのではないかと。また継続的な繁殖の頒布にも慎重に検討する必要がある。</p>	<p>野生個体と飼育個体を客観的に判別することは困難であるため、野生個体か否かでの区別は困難と考えております。今回規則で認めるのはやむを得ない理由により飼えなくなった個体の譲渡しが頒布に当たる場合に限定されます。</p>	
8	第2条第24号	<p>頒布の範囲について。予め飼育条件や必要事項などを提示し、里親募集をし、飼育に責任を持てる者に名乗り出してもらい、一匹ずつの譲り渡し情報を記録として保管する場合には、人による飼育継続が主な目的の為、必ずしも広く行き渡らせる目的とは異なる様に思う。頒布という不特定多数に配る様なイメージが一般的ではないかと思うが、頒布の範囲を考慮する必要がある。アカミミガメを飼育出来なくなる理由は転勤や病気、飼い主の死亡など突発的な理由も多い事から、解決してくれる個人や業者の方でスムーズに命を次につなぎ、解決できる環境が必要な為、頒布に該当する範囲を考慮する必要がある。</p>	<p>施行規則で届出のみでの頒布を認める対象者としては、基本的にはやむを得ず飼えなくなった個体の新たな飼い主を探す取組をしている団体などを想定しております。頒布は不特定又は特定多数の者に対して広く配ることを想定しており、やむを得ず飼えなくなった個体の新たな飼い主を探す場合であっても、扱う個体数や譲渡し先が多い場合は頒布の定義に該当するものと考えております。この点については、こうした取組を単に「頒布」の該当性の解釈で規制の対象外とする選択肢もありますが、そうすると、頒布の対象が不透明となるため、頒布の定義は明確にしつつ、手続きを簡素にするものを法令上明記することが適切と考えております。</p>	
9	第2条第25号	<p>アメリカザリガニの生体を餌として運搬・飼養しなければならない必然性が明確ではありません。餌としての生体の譲受けは禁止し、冷凍などの処理したものに限定した方がよいと思います。</p>	<p>一般家庭の大型魚等の餌として生き餌が使われているケースが報告されており、あくまで放リスクの乏しい場面に限定して生き餌の購入を認めることとしています。</p>	
10	第2条第25号	<p>アカミミガメについては、生き餌として活用できるという事例は無いに等しく、動物愛護との境界線が曖昧になるだけでなく、法の抜け道につながる恐れもある為、禁止する必要がある。</p>	<p>飼養している生物の生き餌としての活用を認めるのはアメリカザリガニのみとして規定しております。</p>	
11	第2条第25号	<p>生き餌こそ、不要になった場合、放出されてしまうリスクが高いことから、生き餌とするためのアメリカザリガニの購入も、許可を要する規制にすべきである。</p>	<p>今回の改正で認める生き餌は、あくまで飼養している個体の餌として処分するものであり、不要になった場合の放出は放出違反となるため、適切に処分するよう周知いたします。</p>	

番号	意見対象条文番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	修正の有無
12	第3条第5号	「特定外来生物の指定後に国内において愛がん又は観賞の目的で飼養等を開始した当該特定外来生物（施行令附則において定める表（※アカミミガメ、アメリカザリガニを対象とする表）の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を輸入して愛がん又は観賞する目的」 ・文意不明です。最初の「国内」は「国外」の間違いではないでしょうか。 ・一般飼養者が海外に持ち出した場合であることを書き加えるべきである。	対象場面が伝わりやすいよう、「輸入して」の部分を「 <u>海外に持ち出し、その後輸入して</u> 」と修正します。	○
13	第3条第6号	改正案に賛成であり、特に「特定外来生物の指定の際現に海外において飼養等していた」という条件は重要と考える。	御意見の通り、案のままさせていただきます。	
14	第10条第5号	「いなくなった場合」が、死亡したり譲り渡したりしたのか、逃げて行方不明になったのか、わかりづらいので、表現を変更すべきである。	御意見を踏まえ、より伝わりやすいよう「 <u>飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係る飼養等をする必要がなくなった場合</u> 」と修正します。	○
15	第22条第5号	「防除による効果と地域の生態系へ影響を比較考量し」 脱字があります。次のように変更してください。 「防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し」	御指摘を踏まえ、「防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し」と修正します。	○
16	第22条第13号	「従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、」を削除する。	防除個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合において、生態系等への被害を防止するという目的に照らし、従事者の心理的負担を軽減することや、効率的な防除に留意することは重要であると認識しており、これらを踏まえた上で、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものと考えております。ご指摘の箇所は令和4年9月20日に閣議決定された「特定外来生物被害防止基本方針」の記載に基づくものであり、原案のままとします。	
17	第22条第13号	「出来る限り苦痛を与えない適切な方法で行う」を「出来る限り速やかにかつ苦痛を与えない適切な方法によるほか、国際的かつ獣医学的に容認されている方法で行う」にすべきである。	御意見の箇所については特定外来生物全般に係る「特定外来生物被害防止基本方針」の記載に基づくものであり、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。	

番号	意見対象条文番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	修文の有無
18	別表第四	<p>「イ、<i>Trachemys scripta</i>（アカミミガメ）が<i>Pseudemys</i>（クーターガメ）属に属する種と交雑することにより生じた生物」及び「ウ、<i>Trachemys scripta</i>（アカミミガメ）が<i>Chrysemys</i>（ニシキガメ）属に属する種と交雑することにより生じた生物」を削除し、「イ、<i>Trachemys scripta</i>（アカミミガメ）が<i>Deirochelyinae</i>亜科（アミメガメ亜科）に属する種と交雑することにより生じた生物」とする。</p>	<p>クーターガメ属に属する種とニシキガメに属する種との交雑個体を種類名証明書の添付対象とすることについては、専門家会合における意見を踏まえた結果であり、これ以外のアミメガメ亜科との交雑個体については、交雑が稀であることや、見た目での判別が比較的容易であることなどから、種類名証明書提出を求める対象とは致しません。</p>	